

知的障害者指定共同生活援助サービス(介護サービス包括型)利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人心の会（以下「事業者」という。）が経営するあすなろの家（以下「事業所」という。）とは、知的障害者指定共同生活援助サービス（介護サービス包括型）の利用について次のとおり契約を締結します。

（目的）

第1条 この契約は、知的障害者の自立と社会活動への参加を促進するために、事業者が提供する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び横須賀市条例に基づく指定共同生活援助サービスの内容と、それに対して利用者が利用料金を支払うことについて定めます。

（契約期間と更新）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から2年間とします。

2 契約期間満了日の7日前までに利用者又は家族から更新拒絶の意思表示がない場合は、契約は自動的に更新されるものとします。

（個別支援計画）

第3条 事業者においては、利用者の状況ならびに課題と意向を常に把握するとともに目標を設定し、利用者やその家族、後見人等への面接とサービス担当者会議を経て、利用者の個別支援計画を作成します。作成後は個別支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、見直しを行い必要に応じて変更します。

この個別支援計画については、事業所が利用者やその家族、後見人等にその内容を説明し、文書による同意を得たうえで作成するもので、その写しを利用者やその家族、後見人等に交付いたします。

2 利用者やその家族、後見人等はいつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べる事ができます。

（施設サービス）

第4条 事業者は、「重要事項説明書」の定める内容の施設サービスを利用者に提供します。

（利用料金）

第5条 利用者は、市町村が定めるサービス利用者負担額、障害福祉サービス費等の額及び「重要事項説明書」に定める障害福祉サービス費等外サービス料金（以下、「利用料金」という。）を事業者に支払います。ただし障害福祉サービス費等の額については、事業者が市町村から代理して受領する場合は、事業者へ支払う必要はありません。

2 利用者は、事業者が月ごとに請求した前項の利用料金について、指定された納入期限までに支払います。

（事業者の基本的姿勢）

第6条 事業者は、利用者に対し、できる限り居宅に近い環境の中で、利用者の自立と社会活動への参加促進に向けた援助に努めます。

2 事業者は、法令を遵守するとともに、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定共同生活援助サービスの提供に努めます。

3 事業者は、指定共同生活援助サービスの提供にあたって、次の各号の履行に努めます。

（1）利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮すること。

- (2) この契約の内容について利用者に対して適切に説明すること。
- (3) 業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らさないこと。ただし、事業者は、文書により利用者またはその家族の同意を得た場合には、市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者等との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。
- (4) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限しないこと。

(利用者からの報告)

第7条 利用者は、障害支援区分の変更等、障害福祉サービス費等の支給決定の内容が変更された場合は、速やかに事業者に報告するものとします。

(事故と損害賠償)

第8条 事業者は、指定共同生活援助サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族等に連絡します。

- 2 事業者は、指定共同生活援助サービスの提供にあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、利用者の損害を賠償します。
- 3 利用者は、故意または過失により事業者に損害を与え、または無断で設備、備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または原状に復する義務を負います。

(契約の終了事由)

第9条 この契約は、以下の各号のいずれかに該当した場合終了するものとし、利用者は個人の所持金品を速やかに引き取るものとします。

- (1) 市町村が障害福祉サービス費等の支給決定を取り消した場合。
- (2) 施設が知的障害者指定共同生活援助事業施設の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合。
- (3) 災害等により施設が多大な損失を受け、施設サービスの提供が不可能になった場合。
- (4) 第10条から第12条により、この契約が解約または解除された場合。
- (5) 第2条の契約期間が満了した場合。

(利用者からの中途解約等)

第10条 利用者は、30日以上の予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。

- 2 利用者が、前項の通知を行わずに施設から退居した場合には、この契約は解約されたものとします。

(利用者からの契約解除)

第11条 利用者は、事業者が次の各号のいずれかの該当する行為を行った場合には、ただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくこの契約の定める指定共同生活援助サービスを実施しない場合。
- (2) 事業者が故意または過失により、利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによってこの契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- (3) 他の利用者が生命・身体・財物・信用を傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。
- (4) 事業者が、第6条第3項各号の規定に誠実に取り組まない場合。

(事業者からの契約解除)

第12条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、文書で利用者に通知することによりこの契約を解除することができます。

- (1) 正当な理由なく利用者が利用料金の支払いを2か月以上遅延した場合、事業者が2週間以上の期間を定めて督促によっても支払わない場合。
- (2) 利用者が他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- (3) 利用者が事業者または従業者等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況に改善が見込めない場合。
- (4) 利用者が連続して1か月を越えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合、または、現に1か月を越えて入院した場合。
- (5) 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがない場合。
- (6) 利用者の心身の状況が変わり、事業者が適切なサービスを提供することが困難な状態になった場合。

(契約の終了に伴う援助)

第13条 本契約が終了し、利用者が事業所を退所する場合には、利用者の希望により、事業所は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行うものとします。

- (1) 適切な医療機関または指定介護老人福祉施設等の紹介。
- (2) 他のグループホーム等の共同生活援助事業所の紹介。
- (3) その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供者の紹介。

(居室の明け渡しと精算)

第14条 本契約が終了する場合において、利用者はそれまでに提供された共同生活援助サービスに対する第5条に基づく利用料金支払い義務及びその他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

(残置物の引渡し等)

第15条 事業所は、本契約が終了した後において、利用者の残置物がある場合、利用者やその家族・代理人等にその旨を連絡するものとします。

- 2 利用者やその家族・代理人等は、前項の連絡を受けた後、3週間以内に残置物を引き取るものとします。
- 3 事業所は、前項に定める期間を過ぎても、利用者やその家族・代理人等が残置物を引き取らない場合は、適當な者に委託して、当該残置物を利用者やその家族・代理人等に引き渡すものとします。但し、その引渡しに係る費用は利用者やその家族・代理人等が負担するものとします。

当月の暦日数を基礎として、利用日数の割合で計算した額を支払うものとします。

(退居時の費用負担)

第16条 利用者が退居する時は、使用していた居室の壁紙の張り替え、及びルームクリーニングを行うものとし、その費用は利用者やその家族・代理人等の負担とします。

(苦情解決)

第17条 利用者は、施設サービスに関して、事業者が設置した苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 前項のほか、利用者は施設サービスに関して、市町村、第三者委員や神奈川県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会にも苦情を申し立てることができます。

(協議事項等)

第18条 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、利用者と事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、知的障害者福祉法その他諸法令の定めるところに従い、誠意を持って協議するものとします。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、利用者、事業者が記名のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 _____

氏 名_____

代 理 人 住 所_____

氏 名_____

立 会 人 住 所_____

(家族等)

氏 名_____

(注) 「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方(家族等)がいる場合に記載してください。なお、立会人は契約上の法的な義務等を負うものではありません。

事 業 者	所 在 地	横須賀市小矢部四丁目19番4号
	名 称	社会福祉法人 心の会
	代 表 者	理事長 神成裕介
	事業所名称	あすなろの家
	事業所所在地	横須賀市小矢部四丁目17番4号
	共同生活住居	第3あすなろの家
	事業所責任者	管理者 中川信幸